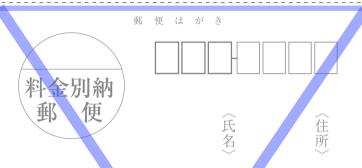
(きりはなさないでください)



この部分は、返信用は がきとなりますのでご使 用いただけません。

搬入時に会場に設置している別紙にご記入いただ きご提出ください。



審 査 員(予定)

第1部平面	太田垣 實(美術評論家) 奥村 美佳(日本画家) 上岡 真志(洋画家) 川村 悦子(洋画家) 水口 裕務(洋画家)
第2部	谷口 淳一(彫刻家) 宮﨑 豊治(彫刻家)
立 体	山中 英之(美術ジャーナリスト)
第3部工 芸	兼先 恵子(染色作家) 小林 英夫(陶芸家) 徳力 竜生(硝子工芸作家)
第4部	川合 玄鳳(書 家) 佐々木宏遠(書 家)
書	中村 立強(書 家)

(五十音順・敬称略)

※「アートマスター制」を導入しています。

入賞を重ねる出品者の功績を顕彰する目的で、アートマスターの称号を滋賀県芸術文化祭会長名 (知事)で授与し、アートマスター認定の翌年から5年間の委嘱発表の場を提供します。

- ●「特選」6回以上(連続でなくともよい)の入賞者に対し、委嘱期間5年とします。但し、第70回展からカウントを開始しています。
 - *「知事賞(第73回展までは芸術文化祭賞)」は特選2回分に換算します。
 - *一人の出品者が異なる部門で入賞された場合、特選数は部門を超えて換算します。
 - *平成28年度の「第70回記念賞」は特選2回分に換算します。
- ●アートマスター出品は審査対象外とします。
- 5年間の委嘱期間終了後は、再び一般出品できますが、アートマスターの称号は永久とします。